

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成29年3月16日(2017.3.16)

【公表番号】特表2016-531452(P2016-531452A)

【公表日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2016-058

【出願番号】特願2016-509190(P2016-509190)

【国際特許分類】

H 04 B 10/079 (2013.01)

H 04 B 10/572 (2013.01)

【F I】

H 04 B 9/00 1 7 9

H 04 B 9/00 5 7 2

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0099

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0099】

—実施形態によれば、そのような情報を決定するために、第2のデバイスは、シンボルの持続時間中の複数の時点で、第1のデバイスから光バンドパスフィルタを介して第2のデバイスによって受信された光信号の信号強度の測定値を得る。これは、第2のデバイスが、シンボルに関して、異なる時点で信号強度を測定することを意味する。次いで、第2のデバイスは、前記測定値を表す情報を監視デバイスに送信する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0100

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0100】

別の実施形態によれば、そのような情報を決定するために、第2のデバイスは、シンボルの持続時間中の複数の時点で、第1のデバイスから光バンドパスフィルタを介して第2のデバイスによって受信された光信号の信号強度の測定値を得る。次いで、第2のデバイスは、信号強度の測定中に局所的極値または変曲点を決定し、前記局所的極値または変曲点を表す情報を監視デバイスに送信する。そのような局所極値に関する詳細については図3を参照されたい。信号時間形状におけるそのような局所的極値または変曲点は、例えば信号時間形状の導関数または信号時間形状の二次導関数に基づいて決定することができる。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項6】

前記離調レベルを表す前記情報を決定するために、監視デバイスが、

前記第1のデバイスから前記光バンドパスフィルタを介して前記第2のデバイスによっ

て受信された光信号のシンボルに対応する信号時間形状を表す情報を、得るステップと、前記信号時間形状を表す前記得られた情報を、1組の所定の信号時間形状を表す情報と比較するステップであって、各所定の信号時間形状が、前記光信号の前記搬送波波長と前記光バンドパスフィルタの前記公称波長との間のそれぞれの離調レベルを表すステップとを行うことを特徴とする請求項1～4のいずれか一項に記載の方法。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項7

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項7】

前記離調レベルを表す前記情報を決定するために、前記監視デバイスが、前記第1のデバイスから前記光バンドパスフィルタを介して前記第2のデバイスによって受信された光信号の連続するシンボル間の時間ドリフトを表す情報を、得ることを特徴とする請求項1～4のいずれか一項に記載の方法。